学校法人聖路加国際大学役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖路加国際大学(以下「法人」という。)の寄附行為第21条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)役員とは、理事及び監事をいう。
 - (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
 - (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
 - (4)役員の報酬とは、役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その 名称の如何を問わない。この役員の報酬には、学校法人聖路加国際大学賃金規程に基づく ものを含まない。
 - (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の 経費をいう。

(報酬の支給)

- 第3条 役員報酬を支給する役員は、法人の寄附行為に定める理事及び監事のうち次のものをいう。
 - (1) 理事長
 - (2) 常務理事
 - (3) 監事(非常勤監事を含む)
 - 2 前項第1号から第3号に定める役員以外の常勤役員および非常勤役員については、役員報酬を支給しないものとする。

(報酬額)

第4条 前条に定める役員の報酬月額は、別表1の俸給表に定める範囲内で、理事会において決定する。

(報酬の支給方法)

- 第5条 役員に対する報酬の支給の時期は 毎月25日とする。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。
 - 2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名 義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員には、以下の基準に基づき、旅費及び宿泊費を支給する。
 - (1) 旅費および宿泊費は実費相当額を支給する。

- (2) 旅費及び宿泊費は原則として出張終了後に支払うこととする。ただし、必要に応じて事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。
- 2 役員が職務の執行に当たって旅費及び宿泊費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 第1項および第2項の定めは、法人の教職員を兼務する役員は適用外とする。

(報酬の日割り計算)

- 第7条 第3条第1号から第3号の役員に新たに就任した者には、その日から報酬を支給する。
 - 2 前項の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 前2項における日割り計算は、学校法人聖路加国際大学賃金規程に定める規定に基づき、処理を行う。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、学校法人聖路加国際大学賃金 規程に定める規定に基づき、処理を行う。

(公表)

第9条 法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、常任理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は理事会が行う。

- 附則 1. この規程は1998(平成10)年4月1日から施行する。
 - 2. この規程(改正)は2005(平成17)年4月1日から施行する。
 - 3. 改定: 2014年4月1日(法人名称変更)
 - 4. 改定:2017年9月27日(第2条・適用の範囲、第3条・報酬額)
 - 5. 改定: 2020年4月1日(全面改定)
 - 6. 改定: 2022年4月1日(別表1)

別表1(役員の報酬の基準)

役職名	報酬の額
理事長	月額 150 万円
常務理事	月額 125 万円
常勤監事	月額 85 万円
非常勤監事	月額 30 万円